

労働契約法の一部を改正する法律（法律第五六号）（厚生労働省）

1 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

(一) 同一の使用人との間で締結された二以上の有期労働契約（契約期間の始期の前記のもの（以下「前記期間」という。）を除く。1.において同じ。）の契約期間を推算した期間（以下「推算期間」という。）が五年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなすこととした。この場合において、当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一の労働条件（当該労働条件（契約期間を除く。）について別段の定めがある部分を除く。）とすることとした。（第一八条第一項関係）

(二) 当該使用者との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日と当該使用者との間で締結されたその次の有期労働契約の契約期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間（これらの契約期間が連続すると認められるものとして厚生労働省令で定める基準に該当する場合の当該いづれにも含まれない期間を除く。（二）において「空白期間」という。）があり、当該空白期間が六月（当該空白期間の直前に満了した一の有期労働契約の契約期間（当該一の有期労働契約を含む二以上の有期労働契約の契約期間の間に空白期間がないときは、当該二以上の有期労働契約の契約期間を推算した期間。（二）において同じ。）が一年に満たない場合）にあつては、当該一の有期労働契約の契約期間に二分の一を乗じて得た期間を基礎として厚生労働省令で定める期間）以上であるときは、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は、推算期間に算入しないこととした。（第一八条第二項関係）

2 有期労働契約の更新等

有期労働契約であつて(一)又は(二)のいずれかに該当するものの契約期間が満了する日までの間に労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該契約期間の満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であつて、使用者が当該申込みを拒絶することが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は、従前の有期労働契約の内容である労働条件と同一の労働条件で当該申込みを承諾したものとみなすこととした。(第一九条関係)

(一) 当該有期労働契約が過去に反復して更新されたことがあるものであつて、その契約期間の満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了させることが、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に解雇の意思表示をすることにより当該期間の定めのない労働契約を終了させることと社会通念上同視できると認められること。

3 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(3)において「職務の内容」といふ、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであつてはならないこととした。(第二〇条関係)

4 附則

(一) 経過措置
1は、1の施行の日以後の日を契約期間の初日とする期間の定めのある労働契約について適用し、1の施行の前日の日が初日である

期間の定めのある労働契約の契約期間は、1(一)の通算契約期間には、算入しないこととした。(改正法附則第二項関係)

(二) 検討規定

政府は、1の施行後八年を経過した場合において、1について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事とした。(改正法附則第三項関係)

(三) 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、1、3並びに(一)及び(二)は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

1 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(法律第五七号)(環境省)

この法律は、使用済小型電子機器等に利用されている金属等の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もつて生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする事とした。(第一条関係)

2 定義(第二条関係)

(一) 「小型電子機器等」とは、一般消費者が日常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器を除く。)であつて、廃棄物となつた場合に、効率的な収集及び運搬が可能であること等が認められるものとして政令で定めるものをいうこととした。

(二) 「使用済小型電子機器等」とは、小型電子機器等のうち、その使用を終了したものをいい、再資源化」とは、これを製品の一部として利用することができる状態にすることをいうこととした。

3 基本方針

主務大臣は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関し、使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標等について基本方針を定めることとした。(第三条関係)

4 責務

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関し、国、地方公共団体、消費者、事業者、小売業者及び製造事業者の責務を定めることとした。(第四条) (第九条関係)

5 再資源化事業計画の認定等(第一〇条及び第一一条関係)

(一) 使用済小型電子機器等の再資源化のための収集、運搬及び処分等の事業を行うとする者(収集、運搬又は処分を他人に委託して当該事業を行うとする者を含む。)は、その事業の実施に関する計画(以下「再資源化事業計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる事とした。

(二) 再資源化事業計画においては、使用済小型電子機器等の収集を行うとする区域、再資源化事業の内容等の事項を記載しなければならぬこととした。

(三) 主務大臣は、提出された再資源化事業計画が、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に資する等の要件に適合すると認めるときは、その認定をすることとした。

(四) 認定を受けた再資源化事業計画の変更及び認定の取消しについて規定することとした。

6 認定事業者は、再資源化事業計画に記載した区域内の市町村から使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、引き取らなければならないこととした。(第二一条関係)

7 認定事業者等に係る特例(第二三条及び第一四一条関係)

(一) 認定事業者及び認定事業者の委託を受けた者(認定計画に記載された者に限る。)は、廃棄物処理法の規定による許可を受けないで、認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として実施することができることとした。

(二) 認定事業者は、(一)に規定する行為(産業廃棄物の収集、運搬又は処分)に該当するものに限り、(認定計画に記載された者に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない)こととした。

(一)に規定する者は、産業廃棄物処理法第六条の二第六項並びに第七条第一三項等の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者等とみなすこととした。

(四) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例を定めることとした。

8 指導及び助言

主務大臣は、認定事業者等に対し、必要な指導及び助言を行うものとする事とした。(第一五条関係)

9 報告徴収等(第一六条) (第一八条及び第二一条関係)

(一) 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、報告及び立入検査をさせることができることとするともに、所要の罰則規定を設けることとした。

(二) 主務大臣は、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会又は協力を求めることができるものとする事とした。

10 主務大臣等(第一九条及び第二〇条関係)

(一) この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする事とした。

(二) この法律に規定する主務大臣の権限の委任について規定することとした。

11 施行期日等(附則関係)

(一) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

(二) 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。

(三) この法律の施行に関し、登録免許税法の規定の整備を行うものとする事とした。

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復開税に関する政令の一部を改正する政令（政令第二〇九号）（財務省）

1 報復開税に係る対象品目を変更することに伴い、政令の題名を変更することとした。（題名関係）

2 報復開税に係る対象品目及び税率を変更することとした。（別表関係）

3 平成二四年八月三十一日に適用期限が到来する報復開税について、その適用期限を一年延長することとした。（第一条及び第二条関係）

4 この政令は、平成二四年九月一日から施行することとした。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二一〇号）（厚生労働省）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二四年一〇月一日とする。こととした。

1 題名の改正
政令の題名を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行期日」に改めるものとする。こととした。

2 日雇労働者についての労働者派遣の禁止の例
（一）日雇労働者についての労働者派遣の禁止の例外となる業務
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「法」という。）（第三五条の三第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。こととした。）（第四条第一項関係）

イ 電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成若しくは保守の業務

ロ 機械、装置若しくは器具（以下このロ及びピロにおいて「機械等」という。）又は機械等により構成される設備の設計又は製図の業務

ハ 電子計算機、タイプライター又はこれらに準ずる事務用機器（レにおいて「事務用機器」という。）の操作の業務

ニ 通訳、翻訳又は速記の業務
ホ 法人の代表者その他の事業運営上の重要な決定を行い、又はその決定に参画する管理的位置にある者の秘書の業務

ヘ 文書、磁気テープ等のファイリングに係る分類の作成又はファイリングの業務
ト 新商品の開発、販売計画の作成等に必要

チ 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する書類の作成その他財務の処理の業務
リ 外国貿易その他の対外取引に関する文書

ラ 又商品の売買その他の国内取引に係る契約書、貨物引換証、船荷証券若しくはこれらに準ずる国内取引に関する文書の作成の業務

又 電子計算機、自動車その他その用途に依りての確な操作をするためには高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする機械の性能、操作方法等に関する紹介及び説明の業務

ル 旅程管理業務若しくは企画旅行以外の旅行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する業務（以下このルにおいて「旅程管理業務等」という。）

管理業務等）に付随して行う旅行者の便宜となるサービスの提供の業務又は車両の停車場若しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しくは待合の用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎サービスの提供の業務

ヲ 建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内の業務

ワ 科学に関する研究又は科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する新製品若しくは科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する製品の新たな製造方法の開発の業務

力 企業等がその事業を実施するために必要な体制又はその運営方法の整備に関する調査、企画又は立案の業務

ヨ 書籍、雑誌その他の文章、写真、図表等により構成される作品の制作における編集の業務

タ 商品若しくはその包装のデザイン、商品の陳列又は商品若しくは企業等の広告のために使用することを目的として作成するデザインの考案、設計又は表現の業務

レ 事務用機器の操作方法、電子計算機を使用することにより機能するシステムの使用方法又はプログラムの使用方法を習得させるための教授又は指導の業務

ソ 顧客の要求に応じて設計を行う機械等若しくは機械等により構成される設備若しくはプログラム又は顧客に対して専門的知識に基づく助言を行うことが必要である金融商品に係る当該顧客に対して行う説明若しくは相談又は売買契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくは売買契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

日雇労働者についての労働者派遣の禁止の例外となる場合
法第三五条の三第一項の政令で定める場合は、派遣元事業主が労働者派遣に係る日雇労働者（以下このニにおいて「日雇労働者」という。）の安全又は衛生を確保するため必要な措置その他の雇用上必要な措置を講じている場合であつて次の各号のいずれかに該当するものとすることとした。（第四条第二項関係）

イ 当該日雇労働者が六〇歳以上の者である場合
ロ 当該日雇労働者が学校教育法第一条、第二二条又は第一三四条第一項の学校の学生又は生徒（定時制の課程に在学する者その他厚生労働省令で定める者を除く。）である場合

ハ 当該日雇労働者及びその属する世帯の他の世帯員について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が厚生労働省令で定める額以上である場合
3 派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない業務
法第四〇条の二第一項第一号の政令で定める業務として、水道施設の消毒設備その他の設備、公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の消化設備その他の設備若しくは一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設にあつては、一日当たりの処理能力が一〇トン以上のものに限る。）の焼却設備その他の設備の運転、点検若しくは整備の業務（高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする運転、点検又は整備の業務に限る。）又は非破壊検査用の機器の運転、点検若しくは整備の業務を追加することとした。（第五条関係）

4 この政令は、平成二四年一〇月一日から施行することとした。
自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第二一二号）（防衛省）
一 平成二四年三月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合の償還金の算定の基礎となる金額を四、七二八万円とすることとした。（別表第一二二関係）
二 この政令は、公布の日から施行することとした。

三 この政令は、公布の日から施行することとした。
ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第二一三三号）（閣府本府）
1 ゴラン高原国際平和協力隊を置く期間を平成二五年三月三十一日までとすることとした。（本則関係）
2 この政令は、公布の日から施行することとした。